

地 発 第 1 9 7 号
交 企 発 第 1 3 0 号
交 指 発 第 1 8 3 号
平成 1 1 年 4 月 3 0 日

各 警 察 署 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

移植用臓器等の緊急搬送に対する協力について

みだしのことについては、臓器の移植に関する法律（以下「法」という。）の規定により死体から摘出された臓器、及び臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急搬送は、社団法人日本臓器移植ネットワーク、移植実施医療機関（臓器提供施設、移植実施施設）が保有する緊急自動車、公共交通機関等によって行われるが、厳しい時間的制約下で行われるうえ脳死者の状況が急変する場合等があるため、移植実施医療機関から緊急自動車である警察用自動車による誘導若しくは臓器等の搬送、又は警察用航空機による臓器等の搬送要請があった場合は、下記の要領により可能な限り協力されたい。

記

1 移植実施医療機関との連絡体制の確立

臓器等の搬送又は緊急自動車による誘導要請は、原則として臓器移植ネットワークから行われるが、状況によってはネットワーク以外の移植実施医療機関から行われることがあるので、各警察署にあっては

- (1) 地域課長（課長のいない所属にあっては地域係長）を連絡担当者に指定し、管内の臓器移植実施機関と連絡体制を確立しておくこと。
- (2) ネットワーク、臓器移植実施機関から要請があった場合、執務時間中は本部地域課長、執務時間外は生活安全部当直（警電██████）まで即報すること。

2 緊急搬送体制の確立

緊急自動車である警察用自動車による誘導等は、警察本部又は移植実施医療機関を管轄する警察署の警ら用無線自動車によって行うが、現場臨場等により対応できない場合は、交通取締用自動車を活用する等の措置を講ずること。

3 職員に対する教養の実施

移植実施医療機関からの、警察用車両による誘導又は警察用航空機による臓器等の搬送要請は、昼夜の別なく、突然なされることも予想される。よって、全職員に対し臓器等の緊急搬送の趣旨、及び緊急搬送への対応措置につき周知徹底しその万全を期しておくこと。

4 その他

- (1) 緊急自動車である警察用自動車による誘導等を行った場合は、その内容について本部地域課に文書により報告すること。
- (2) 岐阜県を所轄する社団法人日本臓器移植ネットワーク・ブロックセンターは下記である。

社団法人日本臓器移植ネットワーク東海北陸ブロックセンター

住所 名古屋市 中村区 則武 1 - 1 0 - 6 T e l 0 5 2 - 4 5 3 - 1 4 0 9

F a x 0 5 2 - 4 5 3 - 1 4 0 8

(3) 岐阜県内の臓器提供施設は以下の5箇所である。

岐阜大学医学部附属病院

県立岐阜病院

大垣市民病院

県立多治見病院

高山赤十字病院

(4) 臓器移植の概略図を添付する。

臓器移植の概略

